

## 地下鉄駅「旭区役所広報掲示板」掲出要領

### ＜掲出できるもの＞

- ・旭区役所の業務に関するものであること。ただし区役所が共催するものは掲出できる。
- ・コミュニティ協会の「区民まつり」・「スポーツフェスティバル」ポスター。その他のものは空きがあるとき。
- ・旭区社会福祉協議会の「ふれあい広場」ポスター。その他のものは空きがあるとき。
- ・その他区長が必要と認めるとき。
- ・ポスターのサイズは、A4～B2までとする。
- ・チラシの掲出サイズはA4を原則とする。(A3は二つ折り)

### ＜掲出方法＞

- ・ポスター等の掲出を行なう場合は、企画課に申し出ること。
- ・掲出時期が重複して貼れない場合は、企画課で調整することとする。
- ・掲出および取り外しは、原則各担当で行なうこと。
- ・掲出は、企画課の指定するところにすること。
- ・掲出は、指定の押しピン（企画課にあり）を用いること。（T字の押しピンは落ちて針が上を向いたとき危険なため）

### ＜掲出場所＞（別紙図のとおり）

- ・谷町線 関目高殿駅 千林大宮駅 太子橋今市駅
- ・今里筋線 清水駅 新森古市駅

令和4年4月1日改正

別紙図（広報掲示板掲出ブロック）

旭区役所広報掲示板 問合せ：6957-9683

B 2	B 2	B 2	B 2	B 2
A 4	A 4	A 4	A 4	A 3（横）
広報 あさひ	広報 あさひ	広報 あさひ	広報 あさひ	チラシ等

A 3（縦） A 3（縦）